

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(入札保証金の額及び利子)</p> <p>第8条 地公令第21条の<u>15</u>の規定による入札保証金の額は、当該入札金額の100分の5以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入札保証金の額及び利子)</p> <p>第8条 地公令第21条の<u>14</u>の規定による入札保証金の額は、当該入札金額の100分の5以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第28条 地公令第21条の<u>14</u>第1項第1号の規定により随意契約によることができる額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に掲げる額の範囲内とする。</p>	<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第28条 地公令第21条の<u>13</u>第1項第1号の規定により随意契約によることができる額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に掲げる額の範囲内とする。</p>
<p>(特定の随意契約に係る手続の特例)</p> <p>第28条の2 管理者は、地公令第21条の<u>14</u>第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が前条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結を予定する日の原則として<u>2</u>箇月前までに、次に掲げる事項を公表すること。 ア～ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(特定の随意契約に係る手続の特例)</p> <p>第28条の2 管理者は、地公令第21条の<u>13</u>第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が前条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結を予定する日の原則として<u>二</u>箇月前までに、次に掲げる事項を公表すること。 ア～ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(随意契約の相手方)</p>	<p>(随意契約の相手方)</p>

第29条 随意契約の相手方は、一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されている者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 地公令第21条の14第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。

(2)・(3) (略)

第29条 随意契約の相手方は、一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されている者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 地公令第21条の13第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。

(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画総務課)